

第2回青森県行政委員会委員報酬検討会議 会議録

開催日時 平成21年11月24日(火) 10時30分～12時00分  
開催場所 県庁舎 西棟8階中会議室  
会議次第 1 開会  
2 議事  
(1) 各行政委員会委員の活動実態について  
(2) 意見交換  
(3) その他  
6 閉会  
出席委員 長谷川座長、内海委員、遠藤委員  
小野委員、角濱委員、林委員 6名  
県側出席者 田澤総務部次長、山本人事課長、阿部人事課長代理 ほか  
監査委員事務局 三上第一課長 ほか  
公安委員会(警察本部) 東山総務課長 ほか  
教育委員会(教育庁) 山谷参事 ほか  
人事委員会事務局 三上管理課長  
選挙管理委員会事務局 佐藤事務局長 ほか  
労働委員会事務局 三国谷審査調整課長 ほか  
海区漁業調整委員会事務局 山口事務局長 ほか  
収用委員会(県土整備部) 竹内監理課長 ほか

議事要旨

【1 開会】

司会：ただ今から、第1回青森県行政委員会委員報酬検討会議を開催いたします。この後の進行は、長谷川座長にお願いします。

【2 議事】

【行政委員会の委員報酬の検討に当たって】

座長：去る11月6日に第1回の会議を開催しましたがけれども、忌憚のないご意見をいただき、誠にありがとうございました。それでは、早速議事に入ります。

本日の議事としましては、前回の会議で、委員の活動状況をもう少し具体的に知りたいというご意見が多かったと思います。まずこれを議事とし、次に、前回整理した委員報酬の見直しの視点に基づき、見直しの方向性や考え方について、さらに議論を深めていきたいと思っております。それでは、委員の活動実態について、事務局から説明をお願いします。

人事課長：人事課から総括的な話をさせていただきます。前回の会議で、仕事の質であるとか、もっと具体的な情報が欲しいという意見がありました。それに基づいてまとめたものが資料1です。これは、各委員会の主な1か月、別な言い方をすれば、活動内容をよく表していると思われる1か月をとりまして、具体のスケジュールに沿って、会議のあった当日、それ以外の日も含めて整理したものでして、具体的にイメージしてもらえればと思い作成したものです。それでは、各委員会から説明をお願いします。

(監査委員、公安委員会、教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区・内水面委員会、収用委員会の順に、資料1に基づき説明を行った。)

労働委員会：前回の会議で、20年度の取扱い件数で、審査事件が1件、調整事件が7件と報告しましたが、審査事件の係属件数が2件、調整事件の係属件数が6件の誤りです。お詫びして訂正します。

座長：ただ今、一通り、各行政委員会の事務局から委員の活動実態について説明がありました。どの行政委員会についてでも結構です。何かご質問等はありませんか。

林委員：選挙管理委員会にお聞きしたいんですけども、「連絡待機」となっていますけれども、自宅に必ず待機していなければいけないのでしょうか。

選挙管理委員会：自宅にいなくとも、連絡が取れる状態であれば大丈夫です。

座長：ほかにありますか。ないようですので、次に移りたいと思います。ただ今説明のありました委員の活動実態も踏まえ、前回整理した委員報酬の見直しの視点に基づき、見直しの方向性等についてさらに議論を深めていきたいと思います。

その前に、前回の状況について取りまとめた資料について、事務局から説明をお願いします。

人事課長：資料2について若干コメントさせていただきます。前回の会議におきまして、委員の皆様から出ました意見を整理表という形でまとめたものです。まず「見直しの視点」ということで2点出ています。これを左側に整理しております。真ん中に「第1回検討会議での意見」をここでまとめています。そして右側ですが、この意見を踏まえると、こういうような検討事項があるのではないかと、5点ほどの検討項目としてまとめております。こういうふうな意見交換を通じまして、見直しの方向性を出していただくという作業をしていただければということでもまとめたものです。

座長：それでは、見直しの方向性等について、ご意見をいただきたいと思います。

内海委員：いただいた資料を見させていただきましたが、事前の検討というのが先ほどからあるんですが、私も事前に読み込みましたけれども、報酬には反映されないだろうと思います。先ほどお話のありました収用委員会では、年間どのくらいの資料になるんですか。ちょっと聞きたいと思います。かなりの読み込みをしないとできないと思います。一つずつ全部の委員会に聞きたいんですが、内海は委員になれますか。専門性から言うと。私のレベルでも。お聞きしたいんです。それがこれからたぶん重要になると思うんですが、皆さん本務をお持ちです。かなり本務を削っておられるか睡眠時間を削っておられるかはともかく、かなりの時間を割いている感じなんですが、こういう専門性を追求していくと、私のような一県民レベルでなれますか。これをお聞きします。

もう一つ、先ほどの業務従事表の公表について、委員の方は全員ご理解されているのでしょうか。調査をして公表をするということについて、いかがでしょうか。

もう1点は、業務時期がばらばらですね。その意図を知りたいと思います。研修に行ったりしていますから、できれば同じ時期の、去年の10月、今年の10月とか、我々比較するものが欲しいんです。横の比較でも時期が違いますから、できれば同じ委員会でもある時期でということを知りたいと思います。

それからもう1点は、委員間のピアレビュー（仲間同士で内容を吟味すること。）というんでしょうか。これだけの時間と資料を費やせば、議事録は一部しか出ていないと思います。相当な質問や議論が定例会で出るんじゃないでしょうか。その辺のところはいかがでしょうか。

そういうことを踏まえてみますと、大津地裁の判決を読み込みましたけれども、結構筋が通っているんですね。あの筋を超えるような、青森県を月額報酬にするには、結果をどう出せばいいのか苦慮しているんです。結論から言いますと、私は個人的には、この月額報酬を堅持するというのが個人の考えです。そのために、委員会の業務がこれだけ大変だということを説明できるようなものであってほしい。今回見ますとそれぞればらつきがありまして、そのばらつきの中で同じ報酬額でいいのかどうかというのを、ちょっと、疑問なところもありますので。

それから、前回気になったのは、1人で2つの行政委員をやっている方がおりますが、この方は本務もお持ちです。大丈夫なのかと思います。その辺は、選ばれるプロセスの説明もありましたが、この人がこっちの委員になったら、こっちは大丈夫かということがあったのかどうか。今回改めて、この収用委員のあれだけの資料の読み込みがあって、それから本務の仕事があり、それからそのほかの仕事を見てみますと、かなり大変なのではないかと思えます。

座長：ただ今の内海委員のご意見についてはどうでしょうか。

収用委員会：収用委員会の委員は、法律関係3名、経済関係2名、行政関係2名ということ

で、それぞれ専門性を持った方に就任いただいています。したがって、資料は全部読むんですけれども、それぞれ自分の分野のところを検討することになりますので、法律経済のうち1人は不動産鑑定士になっていただいておりますし、その専門分野を除くと、普通の方でもなれると思います。それと、就任いただくときに、どれくらいの資料になるかということの説明しております。ちなみに、平成20年度ですと、6件あったわけなんですけれども、標準的で3冊ですので、この6倍の資料になります。

座長：各委員会でそれぞればらつきがあります。ある月のあるときの具体的な活動を説明していただきましたが、活動があるときとないときの波が時期によってはあるわけです。選挙管理委員会は選挙があれば忙しいけれども、そうでない場合もある。内水面あたりはどうなんですか。ほとんど漁業者が委員になっていきますよね。

海区・内水面委員会：海区の方は漁業者が多いです。9人が公職選挙法による選挙で選ばれます。その他は知事選任ですけれども、ほとんどが漁業者で、やはり漁業に関する知識とか調整の経験の有する人が委員になっています。内水面については、主に内水面の組合関係の人と漁具の関係者もいます。知識がなければ難しいのかなと思っています。ただ、なれないということはないと思います。

座長：自分の仕事を自分たちが決めているということでしょうね。

内海委員：情報収集とありましたけれども、これは出張扱いですか。

海区・内水面委員会：出張にはなりません。あくまで月給で払っていますので。

内海委員：4万7千円の中で、これだけのことをおやりになるんですか。

海区・内水面委員会：委員会に出るときは旅費が出ます。その他は、委員会活動の中でやっていただくことになっています。これは事務局で把握していませんので、今回は聞き取りをしましたらこういうことでした。委員会指示が相当出ますので、それに関係した情報収集をしながら、委員会に出てそれぞれ意見を出すということになっています。

角濱委員：特に公安委員会は、非常に回数もそうですし、精神的な面で負担があり、夜も眠れないことがあると聞いたことがありますけれども、これらを加味すると、報酬はむしろ安いと思っています。いずれにしても月給制の方がいいという感じを持っています。

小野委員：個々の委員の職務の内容を検討していくと、各委員会でばらつきがありますし、それをどう評価するかは難しい問題なんですけど、一般的に、地方自治法203条の2ですか、非常勤職員に対する報酬は勤務日数に応じて支給することが定められていて、これは、常勤の職員だと、いわば生活給の意味を持つものでして、非常勤の場合は労働の対価と考えるのが地方自治法203条の2の趣旨なんですね。この間出ました判決文も、この立法趣旨にのっとって、日額制というふうに判断しているわけなんですけど、結局、安いかどうかという議論よりも、委員の報酬としてみるべきなのか、それとも生活給たる面としてみるのかということ、やはり報酬ということにならざるを得ないのではないかと。確かに、忙しい委員会の委員は報酬が多くなるだろうし、あまり忙しくなければ少なくなるだろうというふうに考えると、私としては日額制が合理的ではないかと考えますし、このいろんな資料を見ましても、大津地裁を見直すような資料ではないんじゃないかと思います。確かに収用委員会は膨大な資料を読むのは大変なんですけど、たぶんそれは、専門分野の方であれば、かなり膨大でも、どこを読めばいいか直感的に分かりますし、すべてを精査するというではないと思います。それでもし仮に、すべてを精査しなければならぬような事例に当たった場合は、報酬に加味すればいいのであって、一律月額にするというのはむしろ非合理的ではないかと思います。

遠藤委員：仕事によってかなりばらつきがあるという気がします。しかも仕事の中で、会議とか、現場に行って情報収集したり、行事に参加したりする場合といろいろあって、そういう中で検討していかなければならないということがあると思います。それから、行政の方々の仕事に対するサポートというんですか、準備が相当あるのかなという気がするんですね。

そういう中で、委員の方が意思決定するというふうになっていると思うんです。おそらく、外国を見ても、専門的なことをやるマネージャーには相当のお金を払うんですけども、そうでない方は比較的ボランティアなどが多いような感じがします。ですので、まず、今回の仕事の内容を、どれだけ専門性があるのかということを見た上で、ひとつひとつ分けていく必要があるのではないかと感じます。適確な人材が見つければ、適切な額でやっていただけるということがあると思います。そういう判断をしていかなければいけないのかなと思いました。

座長：行政委員会については、他県でも様々な議論が出ている。また、知事の記者会見でも、全国の動きにも留意しながら、適切な報酬のあり方について検討していきたいと言っています。前回の会議では総務部長が、暗中模索でやってきたと、今までは他県の横並びでやってきたという話もありました。月額制にするか、日額制にするか、それとも委員会別に分けるか、様々な議論があると思います。前回の資料を見ますと、所管する事務の行政運営について責任を負う立場にある。それから、県の執行機関として責任を負うと。さらに、判断結果に責任が求められると。絶えず見えないところで心理的な負担があるわけです。それと合わせて、具体的な話が定例会にかかりますが、幅広い知識とか、守秘義務とか緊張感とか中立性とか色々あって、なかなかぱっと割り切るわけにはいかないと思っています。そういうところで、この会議を4回にするという案が出まして、多少余裕が出てきたのかなと思います。さらにこれを詰めながら、どういう方向がいいのか議論を深めていきたいと思っています。

林委員：今日の資料から月額制というのを勘案してみますと、私たちからすると、働きに応じた報酬であれば、日額が普通だと思うので、十把一絡げで月額というのは違うのではないかと。やはり、実働に応じて、たくさん働いた方にたくさん報酬を差し上げるというのが普通だと思うので、私は月額制という考えではなく日額制でいって、例えば収用委員会であれば、実働でない資料の読み込みに関しては、その分報酬額を引き上げるとか、調整していくのがいいのではないかと思います。

内海委員：さっき遠藤委員もおっしゃったように、教育委員というのはレイマンコントロール（政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法）ですから、素人しかいないんですよ。専門家は、大学の教授がなることもありますけど、基本的には素人です。そういった人たちに、専門性をどう求めるかというのは全然別問題になります。それから会議録を見ると15分というのがあって、1日15分の定例会に数万円は払えないんじゃないですか。ということになっていくと、やっぱりアンペイドワーク（無償労働）の部分を、我々がどう評価するかということも、一方で見ていかなければいけない。僕は天津地裁がすごく気になりまして、それこそ読み込んで、あの判決を認めるか認めないかということですけども、この検討会議であの判決を是とするか非とするかということから私は考えていて、是とするならば、日額制と月額制を併用しよう。であれば中身をもっと精査しようということになると思います。もしそうじゃなくて、ただし書というものに注目して、だから月額制でいいんだと、中身についてはもう少し・・特に教育委員会なんかは平成20年4月に委員会の活性化というのがあって、より会議に時間をかけているという流れがあるわけです。そういうようなことで中身をもっと上げていくというんでしょうか。そしてもっと交流をしていく、ということなどを期待するというと語弊があるんですが、私が今回分かったのは、事務局の人が本当に働いているなど。行政委員会を運営するために。それはよく分かりました。

座長：天津地裁の判決は、すべてが日額ではないですね。監査、公安、教育、人事は月額。日額というのは選管、労働、収用。海区と内水面は前から日額ですから。滋賀県というのは、本県と大体人口が同じなんです。しかし収用委員会は、本県が73,000円に対して、滋賀県は226,000円なんです。額の話をして申し訳ないですけども、ほかの委員会を見ても、2万4千円から15万3千円違うんです。地域によってももちろん違うでしょうけれども。例えば山形県と北奥羽3県が大体30番から40番、宮城と福島が10番から20番です。こういうところからも報酬に差が出るのかなと思います。滋賀県は同じような規模でも高いと言えると思います。本県は低水準で、平成5年から上げていないということもあります。いろんな考え方がありますが、人口も比較してみました。もちろん基本的には、委員会の仕事にかかる報酬ですから、それが見合うかということになります。

小野委員：委員会の委員の方というのは、生活のために出てきているのではなく、それぞれの専門性があって仕事をされている。そうするとその仕事というのは、1か月に給料がいくらあれば自分の生活が成り立つのかという、生活給の面とは全く別のものですから、純然たる労働の対価として考えた方が合理的だと思うんです。ただ、場合によっては、忙しい月だと月額制を上回ることもあるだろうし、そういうふう考えた方が、一律に月額とするよりは、日額の方が合理的だと思います。ごく一般的に考えれば、そう考えると思います。経済性とかありますが、細かく考えていくと大変な議論になるので、私はシンプルに労働の対価、報酬と考えた方が地方自治法の趣旨にも合うので、その方がシンプルだと思います。

内海委員：すべての委員を8時間拘束していると、実質30分であれ1時間であれ、それに日払いを払うということですね。だからどんな中身で、そうしないと労働の対価の中身も精査していかなければならないと思います。そういうことでいきますと、青森県のパートの最低賃金633円からきて、そういうふうやっていくと、すごく額に差が出てくるというんでしょうか、なじまない。我々八戸で外部の会議をやりますと8,800円です。最近ではワーキンググループだと0円ですから、駐車料金をもらい損ねると、自分で払わなきゃいけない。4時間の時間を提供し、駐車料金を提供し、でもそういうことで街づくりとかをやっているんですね。そういう中で、この行政委員会の価値を高める必要がある、そういうものを負担しているんです。額については、月額報酬については考える必要があるんだと思いますけれども、あまり、日額にするという考え方には、私個人的にはまだ理解できません。

小野委員：日額は、青森県の経済や賃金をパラレルに考える必要はないんじゃないかと思うんです。やはりそれなりの報酬を払うという、いろんな考え方があると思いますが、どういうふうに決定するかというのは、労働の質の問題もあるので、日額は一律いくらじゃなくても、別な金額を編み出せるんじゃないかなと思うんですね。

内海委員：それがあればいいんですが。

小野委員：それをどう考えるかで、その方がむしろ、一律月給いくらというよりは、公平なんじゃないですか。

内海委員：ただ、それで行くという法令があって、でもそれがただし書で、月払いで、アンペイドワークも含めて、拘束時間も含めて、それで会議の場所は大体県庁内ですから、そうすると遠方から来る人は前日から来るとか、様々含めて、右ならえもあるけれども、私は月額で来たんだと思うんです。さっき座長がおっしゃいましたけれど、やっぱり滋賀県は高かったのかなと。そのことが流れとして、そんなに生活が豊かというわけではありませんから、きたのかなと。ただほかのところでは、月額と日額を分けているところもありますので、それを採用するのか、それとも従前どおり行くのか、それとも日額制にするのか、3つの選択ですね。スケジュールに条例の改正まで入っているんですが、見直さなきゃいけないのかな。

座長：収用委員会ですが、会長で15万3千円、委員で13万8千円違うんです。監査委員にしても8万7千円違います。一般的には高かったのかなと思いますね。いずれにしても、これまで各県すべて月額でした。しかし時代の要請も踏まえてどうするかということが検討されています。他県の状況を参考にしながらといいながら、今のところ大津裁判所の判決以外にないんですね。ですから我々独自のものを、皆さんと一緒に考えたいと思います。

小野委員：私は、大津地裁の判決は、シンプルで踏み込みがないと思うんです。理由が、地方自治法の立法趣旨をそのまま言っているようで、あまり説得力がないんです。だから行く末がどうなるか分からないんですけれども、時代の流れとすれば、こういう方向になっちゃうのかなという感じはするんですが、まだ踏み込みが足りないというか、もっと細かな議論をして出た判決なら、なるほどと思うんですが、あまりあっさりしていて参考にならないかなという気はします。

内海委員：それを覆すものが私には出てこなくて、月額を日額に改めるのも一つの選択肢程度というぐらいにしか私には言えないんです。月額制を日額制に改めるという決定的な根拠というのもまた、合理的な説明が見つからないところがあるんです。それでさっき、資料の時期

にばらつきがありますので、選挙管理委員会は選挙がないときは全く開店休業でしょうから、何か意図するものがあったのかもしれませんが、少なくとも2つか3つくらいの事例を出して、大体の中身を出してもらって、これを横並びで見ちゃうと、相当大変なところと、「えっ」と思うところが出て、前回のように強調されていく部分がありますので、できればもう一つくらい同じ月、あるいは今年の今くらいの時期でもいいんですけども、意図的に出張が多い月を選んだのかと思うような、そういうことはないと思いますが、我々以上にうがった見方をする方もいると思いますので、もう一つくらい事例があると、もう一步踏み込めるかなと思いました。

座長：他県で内水面を日額にしているのが12県、収用委員会が5県、海区が4県、それぞれやっていますけれど、なぜそうしているのか、その辺も聞いて、ある程度考え方というのが参考になるんじゃないかと思います。北海道は収用が日額だけれども、海区は月額です。なぜかという、水産県だからです。県によっても考え方が違うでしょうし、その辺を事務局で聞いてもらいたいと思います。

遠藤委員：論点は出尽くしたと思うんですけども、私は労働の対価でいいと思うんです。ただその中が、アンペイドも含めて考えていかなければいけないと思うんですが、実態がどうなのかということが、今日説明いただいて大体分かったんですが、まだ分からないところ、委員会の対比ですとか、あるいは諸外国の例も出していただいた方がいいかもしれないと思うんですね。その上で判断した方がいいかなという感じがしました。非常に日本の場合は、行政委員会も行政の一部で非常に大事なので、人事委員会や教育委員会も非常に大事な仕事をされるので、高度な判断力が求められるわけですね。非常に重要なので、それに伴って報酬も上げるべきだという意見がある一方で、実際のところ、行政の方々の専門的な知識も含めて行政委員会が構成されていると思うんですね。そう考えたときに、もう少し内部の実態を把握しておきたいということと、諸外国の例も踏まえて検討できたらいいなと思います。

小野委員：確かに専門性の問題はあるんですが、やはり事務局がかなり専門的にいろんな資料を集めたり、私も他の委員をやっているんですが、きちんと事務局が資料を集めていて、なるほどと言えるものになり、かなり省力化ができるものですから、それほど苦しいのかなという。専門性のためにそれほど対価を払う必要があるのかなという感じがするんです。

内海委員：外国というのはどこですか。

遠藤委員：アメリカ、イギリスですね。

内海委員：要するに、今のようにノットフィットで、ドイツもそうですけど、アメリカなんかは、半分が素人で半分がプロなんですけど、日本もやっとなら追いついた、そういう中で行政も小さくというときに、そういう流れを見通してやるのか、それとも従前のように官と民との発想で行くのかということまで行けばいいのかというのがありますが、一応欧米ということですね。

座長：事務局いいですか。

人事課長：できる範囲でいろいろ調べたいと思います。

座長：皆さんから様々ご意見をいただきありがとうございました。いずれにしても判断するにはある程度の資料が必要です。これを踏まえながら、委員報酬の見直しに係る方向性について、次回の会議で、意見書に盛り込む内容を整理していきたいと思います。事務局から何かありますか。

人事課長：お手元の資料3ですが、これは、会議を4回にした場合の大体のスケジュール感というものを表しています。12月にできれば2回くらいこの会議を開ければなということ考えております。第3回は12月の中頃と考えておりますのでよろしくをお願いします。

田澤次長：前回出席できませんでしたので、一言ご挨拶させていただきたいと思います。今

日皆様お忙しいところご出席いただきまして、そして資料の読み込みもしていただきましてありがとうございます。今日も様々貴重なご意見をいただきました。感謝申し上げます。

行政委員会の報酬につきましては、多くの都道府県で月額制ということでやっている中で、見直しの動きが出てきているということで、本県でもそういった中でこういう会議を持ちまして、適切な報酬のあり方について検討を進めているところですが、なかなか難しい問題でございます。この会議の中では、大きなポイントとしては、報酬の水準や支給の方法が、そういったのが適切なのか、加えて、知事から独立した執行機関ということで、そういった職務を担っていける報酬水準なのか、専門性なり、高度な判断を要するというので、そういった水準なのかということが検討事項として取り上げられたところでして、今日の会議の中でも、月額制を堅持すべきだが、これだけ大変だという説明が必要だとか、あるいは精神的なことなど様々考えれば月額にすべきじゃないかというお話もありましたし、また一方で、自治法の趣旨からいえば、労働の対価と捉えた方がシンプルだし、日額制の方が合理性があるんじゃないかということもありましたし、また、働きに応じた報酬ということを考えれば、日額の方がいいんじゃないかと。ただ一方では、活動状況を踏まえた場合、もう少し検討が必要だということで、今回また、他県の状況やら、外国の例も紹介するよう宿題もございましたが、いずれにしても、皆様のご意見を踏まえてやっていきたいと思っています。

本題と多少それるんですが、今日の皆さんのお話を聞きまして、やはり委員の活動というのが、専門的でよく分かりづらいということを改めて感じました。それと委員の活動等について、より県民の皆様にご理解いただけるような取組も必要なのかなと感じた次第です。いずれにしても、12月中に、予定より1回増やして、あと2回程度で議論を踏まえまして、見直しに係る方向性について、意見書という形で取りまとめていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

座長：以上をもちまして、本日の会議を終了します。